

平成二十四年二月一日提出  
質問第二一九号

日本海呼称問題に関する質問主意書

提出者 横 糸 勝 仁

## 日本海呼称問題に関する質問主意書

報道によると米国バージニア州の議会で、州内の公立学校の教科書に「日本海」と表記する際には韓国政府が主張する「東海」という名称も併記するよう求める法案が提出され、一月二十六日に州上院教育厚生委員会で採決された結果賛成七、反対八の僅差で否決されたということである。この問題について従来米国においては、連邦政府が使用する地名の統一・管理を行っているアメリカ地名委員会が、「日本海 (Sea of Japan)」の呼称を唯一の公式な名称である旨正式に決定し公表しており、韓国の主張する「東海 (East Sea)」は、日本海の呼称としては別称としても登録されていないものと承知している。また、全ての連邦政府機関は「Sea of Japan」の使用を義務づけられているとともに、米国国内の他の機関についても、同委員会の決定に基づいた表記を用いる事が強く推奨されているとも承知している。政府は従来から「日本海」の呼称は地理学的・歴史的に広く定着し、国際的に確立された唯一の名称であるとの立場であると理解しているが、この問題は単に地理的な呼称だけの問題にとどまらず、背景に過去の歴史に対する認識が関係していると言われている。韓国政府は「東海の表記問題は、日本の植民地支配の名残を清算する作業の一環」であるとして、竹島の領有権問題などと並ぶ歴史問題として捉えていると伝えられている。従って米国の一部

のこととはいえ上記のような動向があるということ自体多大な関心を持たざるを得ないところである。このような観点から以下の項目について質問する。

一 米国バージニア州の事例についてどのような認識を持っているか。また、当該事例について事前または事後に何らかの外交的関与を行ったか否か。

二 連邦政府、地方政府を問わず、米国の議会活動に関する情報収集体制はどのようになっているか。

三 日本海呼称問題についての過去の外交的成果及び現状認識について問う。

四 日本海呼称問題と他の外交的問題（領有権、海洋資源開発等）との関連性についてどのように認識しているか。

五 日本海呼称問題についての今後の基本的対処方針をご教示いただきたい。  
右質問する。